

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成26年第1定例会)

- 1 期 日 平成26年1月22日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時45分
- 2 出席委員
- |  |       |     |     |
|--|-------|-----|-----|
|  | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
|  | 委 員   | 原 田 | 孝   |
|  | 委 員   | 星 野 | 龍   |
|  | 委 員   | 貞 廣 | 斎 子 |
|  | 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |             |     |       |  |
|-------------|-----|-------|--|
| 学校教育部長      | 辻   | 利 信   |  |
| 生涯学習部長      | 早 瀬 | 登 美 雄 |  |
| 学校教育部参事     | 市 瀬 | 秀 光   |  |
| 学校教育部参事     | 若 林 | 一 敏   |  |
| 学校教育部次長     | 田久保 | 正 彦   |  |
| 生涯学習部次長     | 櫻 井 | 健 之   |  |
| 学校教育部副参事    | 井 澤 | 修 美   |  |
| 学校教育部副参事    | 鈴 木 | 博     |  |
| 教育総務課長      | 小野寺 | 良 夫   |  |
| 指導課長        | 小松崎 | 修 男   |  |
| 総合教育センター所長  | 山 下 | 良 之   |  |
| 学校給食センター所長  | 大河内 | 俊 彦   |  |
| 社会教育課長      | 上 野 | 久     |  |
| 生涯スポーツ課長    | 片 岡 | 利 江   |  |
| 青少年課長       | 浅野目 | 俊 紀   |  |
| 青少年センター所長   | 菊 地 | 清     |  |
| 大久保図書館長     | 東   | 良 美   |  |
| 学校教育部主幹     | 天 野 | 真 一   |  |
| 学校教育部主幹     | 真 田 | 知 幸   |  |
| 学校教育部主幹     | 松 本 | 健 志   |  |
| 学校教育部主幹     | 島 本 | 博 幸   |  |
| 学校教育部主幹     | 小 澤 | 由 香   |  |
| 学校教育部主幹     | 吉 岡 | 治     |  |
| 生涯学習部主幹     | 森 下 | 雅 之   |  |
| 生涯学習部主幹     | 岡 野 | 重 吾   |  |
| 学校教育課主任管理主事 | 坂 本 | 永     |  |

#### 4 会議内容

梓澤委員長が

平成26年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第2号ないし第5号並びに報告事項(2)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

平成25年第12回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

#### 議案第1号 「習志野市学校施設再生計画」の策定について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

習志野市学校施設再生計画の策定にあたっては、平成25年教育委員会第10回定例会で習志野市学校施設再生計画検討専門委員会からの提言書を報告し、第11回定例会で習志野市学校施設再生計画案について協議を行ってきたところであり、本日は議案として提案するものである。

計画の構成としては、「学校施設再生計画とは」、「習志野市の学校に対する現状分析」、「教育ビジョン具体化への取り組み」からなっている。

学校施設再生計画は、老朽化した学校施設を単に再生整備することではなく、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的としたものである。また、習志野市では、現在、公共施設再生計画を策定しているところであり、教育委員会からの意見を申し伝え、公共施設再生計画との整合性を図ろうとするものである。課題としては学校施設の老朽化や児童生徒数の増減への対応、財政への課題があるが、これから先の教育の変化を受け止めながら、将来の負担にならないよう解決することを目標としている。

本計画においては、習志野市の教育ビジョン具体化への取り組みとして、提出された提言書や、これまでの取り組みの中から「学校施設の整備水準に関すること」、「学校施設の適正規模に関すること」、「学校施設再生計画の進行管理に関すること」の3分野14項目の課題を想定し、今後の学校施設再生計画を進めていくとし、特に「複合、多機能化」、「適正規模」、「学区見直し」、「小中一貫教育」等については慎重な検討を要するとしている。

計画策定にあたっては、工程の他、取り組む内容や財源内訳を「見える化」することも目的の1つであるため、計画期間である平成26年度から平成31年度にかけて、いつどの学校で何に取り組むか、概算ではあるが、その工事費等を整理したものを示している、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案どおり可決された。

松本学校教育部主幹

平成25年教育委員会第7回定例会で「基本理念編」について、第10回定例会で「第1次案」について、御協議いただいたが、その後、頂いた御意見を基に、作業部会及び策定委員会において検討を加え、「第2次案」を作成したので、その内容について、協議いただくものである。

本日の協議の後、作業部会及び策定委員会で、協議内容を反映させて、次期「基本計画」(案)を策定し、次回の教育委員会定例会において議案として提出する予定である。

なお、上位の計画である、習志野市基本構想は、昨年9月の市議会で承認されたので、内容が確定した。また、習志野市前期基本計画は、審議会に諮問するとともに、今年15日にパブリックコメントが終了しているので、審議会の答申を受けて決定する予定である。

したがって、習志野市前期基本計画の教育に関する部分に変更があれば、整合性をとった上で、次期「基本計画」の案となるので、御承知おきいただきたい、と概要を説明

貞廣委員

これから先の6年間を見据えた、非常に充実した内容となっているが、本計画を「教育振興基本計画」として発展させる考えはないのか、と質問

松本学校教育部主幹

内容としては「教育振興基本計画」を意識しており、この後に取り組む「実施計画」や「教育行政方針」と一体となった時には「教育振興基本計画」のような計画になると認識しているが、現行の「教育基本計画」を引き継ぐものであることから、名称も「教育基本計画」とした、と回答

貞廣委員

「教育振興基本計画」は、法律上は努力義務であるが、「教育振興基本計画」を策定することは、見通しをもった教育政策の展開のみならず、市民へのアピールにもなるので、将来的なビジョンを見据えて検討して欲しい、と発言

梓澤委員長

プラネタリウムは現在、休止となっているが、今後はどのように考えているのか、と質問

山下総合教育センター所長

平成22年度より休止しているが、教育委員会事務局においてプラネタリウム館の活用方法について検討しているところである、と回答

梓澤委員長

しっかりとした対応をお願いしたい、と発言

星野委員

表紙のデザインについて、基本目標の他に複数のスローガンも記載されているので、見

る人にとってはわかりづらいのではないか、と質問

松本学校教育部主幹

現行の基本計画にも記載があるために同様にしていたが、基本目標を明確にする形で検討する、と回答

星野委員

「不易」と「流行」という言葉に触れており、「流行」を支える基盤的な施策をこれまでに以上に重視し、「不易」の部分については質を充実・向上すると記載されているが、実際にはどのようなことを目指しているのか、と質問

松本学校教育部主幹

典型的な例としては、パソコン等の情報通信機器や視聴覚教材を活用して、より子どもたちの理解力を深めていくことがあげられる。しかしながら、それを活用する教員の指導力という部分で、機器を効果的に使うためには、基本的な板書や発問の力が必要であるので、この力は今後も充実・向上させていかなければならないという意味での記載となっているが、表現については再度検討したい、と回答

星野委員

大前提となる本市の教育課題が記載されている箇所が唐突でわかりづらいので、表現を工夫してほしい、と発言

松本学校教育部主幹

説明を加えて、わかりやすい内容に改めたい、と回答

原田委員

習志野高校と小中学校の交流はあるが、幼稚園との交流はない。相互にメリットがあるので検討してほしい、と発言

松本学校教育部主幹

既に実施している部分もあるので、習志野高校に確認し、計画にも記載するよう検討する、と回答

原田委員

習志野高校は「文武両道」の「武」イメージの方が先行しているが、「文」の方でも結果を出すとすれば、目に見えるものとしては進学率なのではないか、と発言

松本学校教育部主幹

進学率の重要性は認識しているが、基本計画の記載内容としてはそぐわないので記載していない。教育委員会事務局で作成している『学校教育だより』には習志野高校の進学状況を掲載しているので、その部分は継続していきたいと考えている、と回答

星野委員

「文武両道」と記載している以上、内容を伴うものでないといけない。「文」を伸ばすのは難しい問題なので、しっかり対応してほしい、と発言

鈴木学校教育部副参事

実際、進学率も相応の結果を出しているが、どうしても部活動の結果の方が表に出してしまうので、アピールの方法についても検討が必要であると認識している、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

## 協議第2号 平成26年度習志野市教育行政方針について

(教育総務課)

松本学校教育部主幹

平成26年度から6年間を実施期間とする次期「基本計画」に基づき、教育行政を展開していく中で、平成26年度における施策の重点について、次期「基本計画」に基づきながら、「平成25年度習志野市教育行政方針」、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成24年度対象）」や国・県の最新の動向も踏まえて、新たに検討を行い、別紙のとおり、「平成26年度習志野市教育行政方針（素案）」を作成したところである。

次期「基本計画」も協議しながら並行して進めているが、「行政方針」は、これは次期「基本計画」の単年度ごとの重点を示す年次計画としての性格をもつものと捉えている。

また、次期「基本計画」では、小施策に含まれる個々の取り組みを、現行よりも包括的なものとして、数を減らしているので、年度ごとに、取り組みの中でもさらに重点的に取り組みたいもの、あるいは、その時々々の要請で新たに組み込む必要があるもの、さらには大幅に変更するものが出た場合に、「行政方針」に明示して、次期「基本計画」を補完していきたいと考えている。

形式については、「行政方針」は、これまでもホームページで掲載してきて、市民の皆様にも形として定着していると考えられることから、平成25年度までの形式を踏襲した。ただし、柱建ては、次期「基本計画」の4つの政策、18の基本方針による構成となっており、それぞれの基本方針の方向性は、次期「基本計画」の基本理念編に示してある。一番のポイントである平成26年度の施策の重点は、それぞれの基本方針の下に記載している。各部では、運営方針を市長部局に提出しているが、この運営方針のうち、教育委員会に関係する部分について整合性を図り、「行政方針」に反映していきたいと考えている。

次期「基本計画」、それから各部の運営方針、さらに「行政方針」が、それぞれ独立してしまうことなく、一体のものとなるようにしていきたいと考えている。また、年度の初めに行う「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」で「行政方針」を評価することで、次期「基本計画」の実施期間中の単年度の評価としていきたいと考えている。

本日の協議内容を受けて改めて、「平成26年度習志野市教育行政方針（案）」を作成し、次回の定例会で議決事項として提案する予定である、と概要を説明

原田委員

「家庭教育力の充実」について、習志野高校から保護者への文書が届いていない、学校で何をしているかわからないというような苦情はないか、と質問

鈴木学校教育部副参事

生徒が持ち帰るような文書自体が少ないが、現状ではそのような苦情はない、と回答

星野委員

基本方針の「3 信頼を築く習志野教育の進展」と「4 子どもの生きる力を育む教育の充実」では、教師のやる気を出させて、それが結果として児童・生徒に伝わって、スローガンにある「優れた創造性」を出す方向にもっていこうとしていると思うので、如何に先生方の意欲を引き出すような体制を作り出すかが重要である。これまでも実践しており、実績も上がっているが、今後、より良くするためにはどのようにしていこうと考えているのか、と質問

松本学校教育部主幹

まず、しっかりとした授業をできるように基礎的な指導力を身につけるための研修を充実させること。また、情報通信機器のような新しい物を効果的に活用することで、さらに理解度を深めたり、多面的に物事を捉えたりすることができるので、教員が活用できる力を身につけるための研修を充実させること。さらに、感性的なものでもあるが、子どもの変化を見取る力を育てることで、授業がうまくいったり、子どもとの関係も良くなったりするので、理解を深めるための取り組みを行っていく。

今あるものを充実させていくと共に、新しいことも研究し、習志野の教育に適したものであれば積極的に取り入れていくことが必要であると考えている、と回答

辻学校教育部長

「発問」、「ノート指導」、「板書」についてはどの学校においても継続して指導しており、特に「ノート指導」には力を入れている。また、指導課や総合教育センターの職員が学校を訪問し、授業を見ていく中で、現状の課題に即した研修にするための研究を行っているところである。

併せて、学校教育だけでは確かな学力を身につけるのは難しいということも認識しており、各学校には家庭学習を充実するよう依頼しているところである、と回答

星野委員

これからより伸びていくということが期待できるので、しっかりと継続してほしい、と発言

原田委員

今年度も何度か学校を訪問したが、習志野市の教員は他市と比べても優秀である。これに甘んじることなく、さらに上を目指して、研修を充実させてほしい、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は協議を終了した。

協議第3号 次回教育委員会の期日について協議し、平成26年2月24日（月）午後3時に決定された。

## 報告事項（１）平成２５年習志野市議会第４回定例会一般質問等について（教育総務課）

小野寺教育総務課長

一般質問及び陳情は、平成２５年１２月３日から１０日及び１２日にかけて行われ、教育委員会に関するものとして、一般質問は１４名の議員から２７件あった。また、２件の陳情があり、審議が行われた。

本日は主なものとして、『習志野文化ホールについて』を社会教育課から、『いじめ対策について』を指導課から、『二中体育館について』及び陳情２件の内容とその結果について教育総務課から報告する。

社会教育課長

習志野文化ホールに関する質問に対しては、開館後３５年が経過し、施設設備の老朽化が喫緊の課題となっている中で、自ら資金調達による改修が不可能な状態となっており、習志野文化ホールと協議を進めているところであるが、平成２５年１１月１２日付けで習志野市の施設として改修を実施してほしいので、法人の資産及び負債を市に受領、引き受けてほしい旨の依頼文書が提出された。このことを真摯に受け止め、習志野市による直営を見据えた中で検討していくこと。また、平成２７年度からの実施を目指しているが、予約は１年前からできるため、平成２５年度中に平成２７年度以降の管理運営体制の具体案を作成する旨の答弁をした、と概要を説明

小松崎指導課長

「いじめ防止対策推進法」に関する質問に対しては、習志野市教育委員会においても、この法律の理念を受け止め、「いじめられる子どものいない学校」、「いじめる子どものいない学校」、「いじめ防止に、教職員も子どもも本気で取り組む学校」を目指し、いじめの未然防止、解消を推進していること。また、法律の中で、学校が取り組むべき事項として、「学校いじめ防止基本方針」を策定する義務があることや「いじめ防止等の対策のための組織」を常設することが定められていることから、本市教育委員会では、千葉県教育委員会による説明会の結果を受け、「基本方針」の策定と「組織」を設立するための「手引き」を作成し、本年度内に作成が完了するよう学校に通知をしたこと。さらに、各学校での策定等の進捗状況は、校園長会議をはじめ、月に１度の生徒指導担当者会議の中で確認するとともに、指導及び助言を行っていくこと。このほか、本市教育委員会においても、県の方針を参考に、「地域いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ問題対策連絡協議会」の設置に向けて検討し、「いじめは絶対に許さない」という強い信念のもと、学校と連携をはかり、いじめの無い学校を目指す旨の答弁をした、と概要を説明

小野寺教育総務課長

第二中学校体育館は平成２３年１２月定例会の中で、１６名の署名議員による第二中学校体育館建替えに関する請願が、全員賛成で採択されていること。また、昭和３６年８月に建設されたこの体育館は、建築後５０年以上が経過し狭隘で老朽化も進んでいる現状からも、学校施設に求められる防災機能を付加することの必要性や中学生の運動量などを勘案し、建替えすることが望ましいことの方角性を教育委員会において確認していたところである。このような中で、平成２６年度から平成３１年度を計画期間とする学校施設再生計画に第二中学校体育館の建替についても、改築における最優先課題として位置付け、今

後、平成31年度までの6年間の計画の中で実施していきたいと考えている旨の答弁をした。

「谷津小学校児童数増加への対応として校区変更を行わない対策」に関する陳情について、具体的な陳情項目としては、「1. 谷津小学校児童増加への対応として校区変更を行わない対策を講じること。」「2. やむを得ず校区変更を行う場合は、既に在学中の児童は対象外とすること。」「3. 在学中の児童の弟妹にも配慮すること。」であった。

教育委員会では、児童増加対応についてのこれまでの学校保護者や谷津、奏の杜地域の方への説明経過等を報告するとともに、現段階における方向性として、通学区域の変更を行わないことを原則とした考え方を基本に、「習志野市通学区域審議会」に対し、谷津小学校の通学区域に関して諮問し、審議していただく中で決定していきたいと考えている旨を参考意見として述べ、市議会では全員賛成により採択された。

「谷津小学校問題と縄伸び部分の土地の吟味」に関する陳情は、内容として、谷津小学校児童増加対応について、縄伸び（公簿より実際の面積が多い場合）部分の土地を調査し、小学校用地として確保できないかというものであった。

参考意見として、先ほどの陳情に対する参考意見同様に、これまでの学校保護者などへの説明経過等ならびに、児童増加への決定過程を参考意見として述べるとともに、土地区画整理事業における縄伸びを活用し、具体的措置を取るようにとの意見に対しては、そもそも土地区画整理事業における縄伸びは、施工地区内に土地を有する地権者のものであることから、本市が自由に活用できるものではないと認識している旨を参考意見として述べ、市議会では賛成少数により不採択となった、と概要を説明

星野委員

学校の消火器管理についての質問があったが、消火器の設置基準はどのようになっているのか、と質問

小野寺教育総務課長

消火器の設置基準については、消防法で定められている基準に則った整備をしており、点検についても年間定められた回数を行っている、と回答

梓澤委員長

袖ヶ浦こども園に関する質問に関連して、工期が遅れているという話があるが、具体的な開園時期と遅れることへどのような対策をとっていくのか、と質問

真田学校教育部主幹

袖ヶ浦こども園については、平成25年12月16日付で業者より期限内に完了することが難しい旨の文書を受け取った。これを受け、平成26年4月からの保育及び教育については、現状の袖ヶ浦西幼稚園を使用し、袖ヶ浦こども園として位置付け実施していく予定である。業者からは7月末までの工期になるとのことなので、その後の完了検査や引っ越し等の期間を考えて、9月当初から新しい施設を使用できるよう調整しているところである、と回答

梓澤委員長

しっかり対応して欲しい、と発言



星野委員

学校施設再生計画の提言書に関する質問について、この提言書はどこから提出されてどこへ回答するものなのか、と質問

小野寺教育総務課長

提言書を策定するにあたっては、第三者委員会を立ち上げ、その中で御議論いただき、取りまとまった提言書を教育委員会へ提出いただいたものである、と回答

星野委員

提言書の中身については、教育委員会が最初を知るようになるのか、と質問

小野寺教育総務課長

そのとおりである、と回答

星野委員

議員の質問によると、専門委員会終了後会議が開催されないまま、大幅に過失修正された提言書を提出したとのことであるが、どこに提出されたのか、と質問

小野寺教育総務課長

教育委員会へ提出されたものである。提言書を策定するにあたっては平成25年3月末までとなっていたが、最終的に取りまとめが終わらなかったため、委員に御協力いただき、意見集約をしていく中で、9月末を持って取りまとめいただいたものである、と回答

星野委員

昨年10月定例会で提言書についての報告を受けたが、昨年の3月末から9月末にかけて委員の中で取りまとめていただいたという解釈でよいか、と質問

小野寺教育総務課長

提言書については、昨年3月の定例会でその時点での提言書の形をお示ししているが、その後取りまとまった結果として、再度昨年10月定例会で報告させていただいたものである、と回答

星野委員

昨年3月末時点と9月末時点の提言書の内容は、大きな相違はないのか、と質問

小野寺教育総務課長

あくまでも3月末時点は取りまとめ途中のものであったが、内容に大きな相違はないと認識している、と回答

梓澤委員長

袖ヶ浦東幼稚園跡に設置される特別支援学校は、本校なのか分校なのか、と質問

小野寺教育総務課長

袖ヶ浦東幼稚園跡を活用して、県立特別支援学校を開設するもので、県によって設置されるものである、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

＜ 議案第２号ないし第５号並びに報告事項（２）は非公開 ＞

**議案第２号 習志野市情報公開審査会への諮問について**

**（教育総務課）**

小野寺教育総務課長

習志野市情報公開審査会への諮問について概要を説明

採決の結果、議案第２号は原案どおり可決された。

**議案第３号 習志野市立高等学校授業料等を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

**（学校教育課）**

田久保学校教育部次長

本議案は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」の公布及び習志野市立習志野高等学校の定時制課程の閉課に伴い、改正するものである。

高等学校等の授業料については、平成２２年度から公立高等学校は無償化され、私立の高等学校等の生徒には、授業料の支援として高等学校等就学支援金が支給されているところであるが、低所得世帯の生徒については、依然として教育費負担が十分に軽減されていない状況にあることから、先の臨時国会において、高等学校等就学支援金について一部改正が行われたところである。

改正の主な内容としては、公立高等学校の授業料不徴収制度を廃止し、平成２６年度の入学生から国公立・私立問わず、高等学校等の授業料の支援として市町村民税所得割額が３０万４千２００円未満の世帯、年収で、夫婦、高校生１人、中学生１人の４人世帯と仮定し、給与収入が９１０万円未満の世帯に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金が支給されることとなる。

このことに伴い、習志野高等学校の授業料に関する規定について所要の改正を行うものである。

また、併せて、習志野高等学校の定時制の課程が平成２６年３月３１日に閉課となることから、定時制に係る規定を除くこととするものである、と概要を説明

原田委員

国が低所得世帯向けに給付型の支援金を創設するという話があったが、どのようになっているのか、と質問

田久保学校教育部次長

現在のところ示されていないが、国の補助を受けて、都道府県が取り組むこととなっているので、千葉県によって制度が設立されることとなる、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第4号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について (学校教育課)**

**議案第5号 習志野市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について  
(学校教育課)**

田久保学校教育部次長

議案第4号及び議案第5号は、習志野高等学校の定時制課程の閉課に伴い、それぞれ定時制に係る規定を除き、文言を整理するものである。

議案第4号は、習志野市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するよう、市長に申し入れるものであり、議案第5号は、習志野市教育委員会行政組織規則、習志野市立高等学校管理規則、習志野市立高等学校通学区域に関する規則及び習志野市立高等学校授業料の徴収及び減免に関する規則を改正しようとするものである。

施行期日については、いずれも平成26年4月1日である、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案どおり可決された。

**報告事項(2) 平成25年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰の功績の  
追加について (教育総務課)**

小野寺教育総務課長

平成25年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰の功績の追加について概要を説明

報告事項(2)は了承された。

梓澤委員長が

平成26年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言